２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　（略）

二　専任教員が第九条の五第一項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類及び第九条の六第一項第二号に規定する主任専任教員が同条第二項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

三～八　（略）

（養成施設において講義及び実習を行う測量に関する科目）

第九条の三　法第五十一条の四第一項第一号の国土交通省令で定める測量に関する科目は、法第五十条第三号の登録を受けようとする場合にあつては別表第八の三の一の項に、同条第四号の登録を受けようとする場合にあつては同表の二の項にそれぞれ掲げるとおりとする。

（実習機器）

第九条の四　法第五十一条の四第一項第二号の国土交通省令で定める機器は、別表第九の上欄に掲げる実習機器とし、同号の国土交通省令で定める数量は、同欄に掲げる実習機器の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

（専任教員の要件等）

第九条の五　法第五十一条の四第一項第三号の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかとする。

一　大学において、第八条の五第一項に規定する測量に関する科目を修め、当該大学を卒業した者で、大学、短期大学等又は登録養成施設において、専門分野に関する教育に五年以上従事し、かつ、法第四十九条第一項に規定する測量士の登録（次号及び次条第二項において「測量士の登録」という。）を受けているものであること。

二　短期大学等において、第八条の五第二項に規定する測量に関する科目を修め、当該短期大学等を卒業した者で、大学、短期大学等又は登録養成施設において、専門分野に関する教育に八年以上従事し、かつ、測量士の登録を受けているものであること。

三　前二号のいずれかに該当する者と同等以上の能力を有するものであること。

２　専任教員は、他の養成施設の専任教員と兼務することができない。

（専任教員のうち国土交通省令で定める者）

第九条の六　法第五十一条の四第一項第三号の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　専門分野を教授することができる者

二　主任専任教員（専門分野を統括し、かつ、別表第八の三に掲げる測量に関する科目に関する高度な測量技術を主任する者であつて、次項に規定する要件に該当するものをいう。次条第三号において同じ。）

２　前項第二号の要件は、次の各号のいずれかとする。

一　大学において、第八条の五第一項に規定する測量に関する科目を修め、当該大学を卒業した者で、大学、短期大学等又は登録養成施設において、専門分野のうち自己が教授する分野である測地分野又は地図分野（以下この号及び次号において「担当分野」という。）に関する教育に八年以上又は担当分野に関する教育に五年以上かつ専門分野のうち担当分野以外の分野に関する教育に三年以上従事し、かつ、測量士の登録を受けているものであること。

二　短期大学等において、第八条の五第二項に規定する測量に関する科目を修め、当該短期大学等を卒業した者で、大学、短期大学等又は登録養成施設において、担当分野に関する教育に十一年以上又は担当分野に関する教育に八年以上かつ専門分野のうち担当分野以外の分野に関する教育に三年以上従事し、かつ、測量士の登録を受けているものであること。

三　前二号のいずれかに該当する者と同等以上の能力を有するものであること。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　（略）

二　専任教員が法第五十一条の五第一項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類及び主任専任教員が法第五十一条の六各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

三～八　（略）

（新設）

（新設）

（新設）